

一般社団法人日本繊維製品消費科学会
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本繊維製品消費科学会（The Japan Research Association for Textile End-Uses）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 この法人は、理事会の議決により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の議決により、必要な地に支部を置くことができる。

2 支部の運営に関して必要な事項は、理事会で別に定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、繊維製品及びその関連分野を中心とする消費科学に関する学理、及びその応用の研究についての発表及び連絡、知識の交換、情報の提供などを行う場となることにより、研究の進歩普及を図り、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会及び学術講演会などの開催
- (2) 学会誌及び学術図書の刊行
- (3) 研究及び調査
- (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) 関連学協会との連絡及び協力
- (6) 産業界及び関連団体との協力及び連携
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員及び社員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した大学，専門学校及びこれらに準ずる学校の学生
 - (3) 維持会員 この法人の目的に賛同して，その事業を維持するために入会した個人及び団体
 - (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同して，その事業を賛助するために入会した個人及び団体
 - (5) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された個人
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は，理事会が別に定めるところにより申込みをし，その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため，毎年，会員はこの法人の定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は，理事会において別に定める退会届を提出することにより，任意にいつでも退会することができる。但し，期途上の退会の会費については，上期，下期の期末までの支払とする。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは，総会（第12条第2項に規定する社員総会をいう。以下同じ）の3分の2の決議によって当該会員を除名することができる。この場合，当該総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し，かつ，総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ，又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは，会長は，当該会員に対して，除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 正会員の全員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準及び会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長（第23条第3項に規定する代表理事をいう。以下同じ）が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには会長は、総会の日々の2週間前までの正会員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき、1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を会長に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第20条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなすものとする。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会において選定された2名の議事録署名人が議事録に記名押印する。

第5章 役員、諮問委員及び顧問

(役員を設置)

第23条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上25名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、3名を副会長とする。
 - 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、別に定めるところにより総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総

会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(諮問委員)

- 第30条 この法人には、大学、専門機関、産業界などの専門家による支援組織として諮問委員を置くことができる。
- 2 諮問委員は、地域、職域、専攻分野などを勘案して別途規定により選出される。

(顧問)

- 第31条 この法人には、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、この法人の目的及び事業に深い理解を有する学識経験者の中から理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。
 - 3 顧問は会長の諮問に答える。

第6章 理事会

(構成)

- 第32条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。
- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長にやむを得ない事由が生じたときは、あらかじめ定められた副会長が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合には、副会長が議長の職務を代行する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第7章 会 計

(長期借入金)

第40条 この法人が借入をする場合には、短期借入金を除き、総会の承認を要する。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号、第5号及び第7号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 正味財産増減計算書

(6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(7) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 第1項第3号の書類については、一般の閲覧に供するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第46条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 委員会

(委員会)

第49条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第11章 研究委員会

(研究委員会)

第50条 この法人は、学術研究を目的とする研究委員会を置くことができる。

- 2 研究委員会の設立は、理事会の承認を得なければならない。
- 3 研究委員長は、研究委員会の推薦のもとに会長が任命する。
- 4 研究委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 事務局

(事務局)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は会長が理事会の承認を経て、任免する。

- 4 事務職の組織及び運営に関しての必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第13章 補 則

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は島崎 恒藏とする。

定款第3章第8条（経費の負担）に関わる細則

定款第3章第8条（経費の負担）に関わる細則は次の通りである。

1. 経費の負担（以下、会費という）

各会員の年会費は次の通りとする。

- | | |
|----------|------------------------------|
| (1) 正会員 | 年額 7,500 円 |
| (2) 学生会員 | 年額 2,000 円 |
| (3) 維持会員 | 年額 1 口以上 (1 口を 240,000 円とする) |
| (4) 賛助会員 | 年額 1 口以上 (1 口を 60,000 円とする) |